

米沢市地域旅客運送サービス継続事業
実施計画(案)

令和6年12月

米沢市

1. 実施区域

上郷地区 大字浅川、大字梓川、大字上新田、大字川井、大字木和田、大字下新田、大字竹井、大字長手

2. 事業の内容・実施主体

①事業の内容・実施主体

事業主体	米沢地区ハイヤー協議会
運送機関	一般乗合旅客自動車運送事業
態 様	区域運行
運行期間	令和7年1月6日～令和9年3月31日
運行経路	別紙のとおり
運行日	平日 ※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日は除く。
運行時間・運行便数	別紙のとおり
運行車両	セダンタイプ車またはワゴンタイプ車
運賃体系	別紙のとおり

②公募の結果

選定方法	公募型プロポーザル方式	
スケジュール	プロポーザル公告	令和6年11月12日
	企画提案書の提出期限	令和6年11月25日
	審査会	令和6年11月25日
	審査結果の通知・公表	令和6年11月26日
応募事業者数	1社	
選定事業者	米沢地区ハイヤー協議会	

3. 地方公共団体により支援の内容

(1) 運行費に係る予算措置

国の補助事業を活用しながら運行事業者に対して支援を行う。

(2) 沿線住民と連携した利用促進策

地域住民で組織される協議会と連携し利用促進を図る。

4. 実施予定期間

令和7年1月6日～令和9年3月31日

5. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

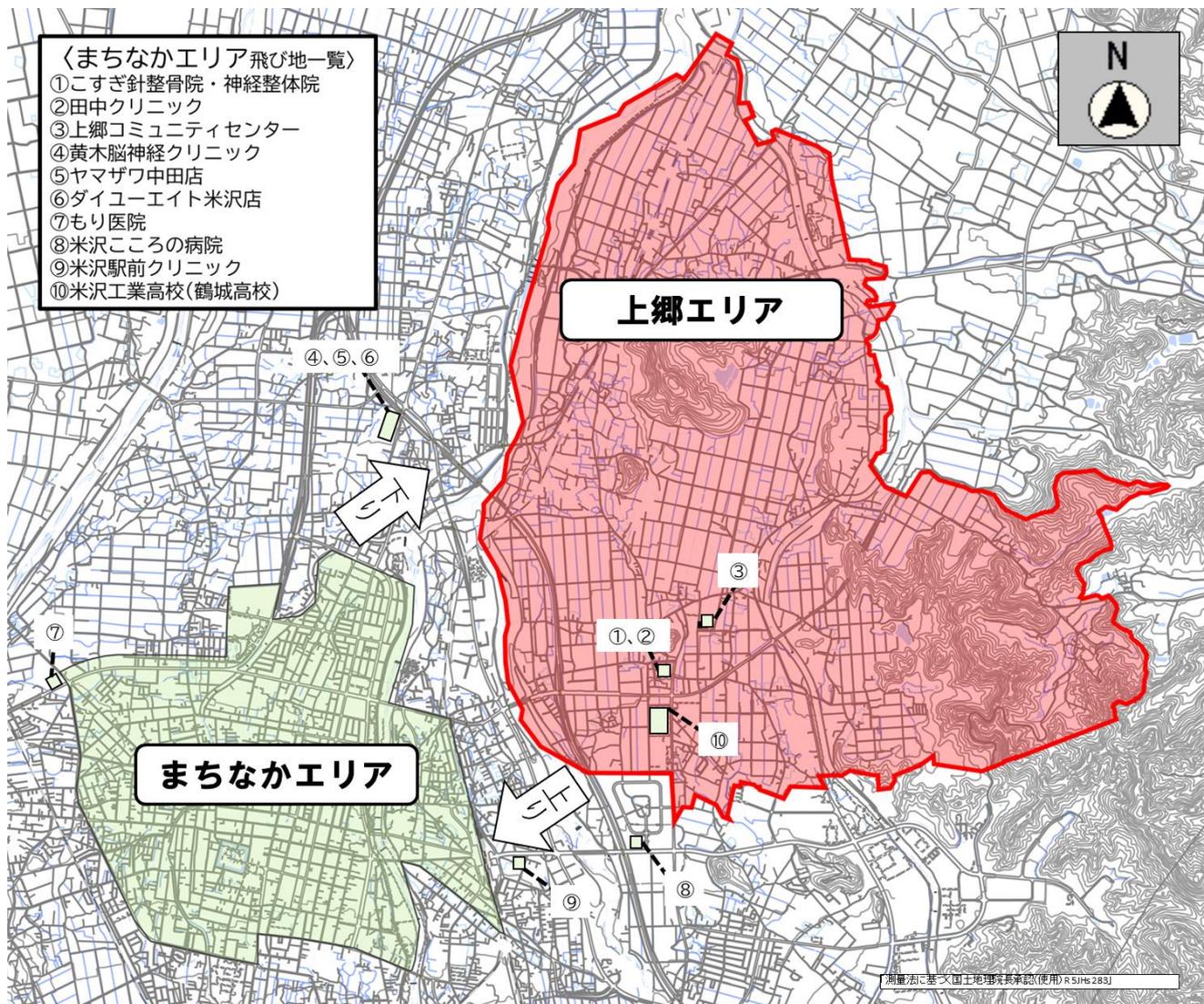
項目	総事業費	内訳	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
デマンド交通による継続	16,020千円	補助金 1,218千円	米沢市	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金	令和6年度～令和8年度
		補助金 1,421千円	米沢市	市町村総合交付金	令和6年度～令和8年度
		補助金 7,654千円	米沢市	特別交付税交付金	令和6年度～令和8年度
		負担金 1,913千円	米沢市	運行に係る負担金	令和6年度～令和8年度
		その他 3,814千円	米沢地区ハイヤー協議会	運賃収入	令和6年度～令和8年度

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達がなされない場合があり得る。

6. 事業の効果

項目	事業の効果	米沢市地域公共交通計画での目標における位置づけ
デマンド交通による継続	上郷地区における公共交通年間利用者数の増加 (現況値) 3,384人/年間 (目標値) 3,390人/年間	基本目標2:市内各地域における公共交通の利便性の維持・向上もにおける指標【公共交通に年間利用者数】に含まれる。

①運行経路



②運行時間・運行便数

路線名	運行日	運行回数
まちなかエリア行き	平日	5回/日
上郷地区行き	平日	5回/日

※運休日:土曜日、日曜日、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日

③運賃体系

利用区分の定義	大人	中学校の生徒以上の年齢の者
	子供	小学校の児童
	幼児	小学校入学前の者
	障がい者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、当該手帳を提示した者

- ・身体障害者手帳：身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による手帳
- ・療育手帳：都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する知的障害をいう。)と判定された者に対して支給される手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による手帳

乗車 1 回当たりの利用料	大人	500 円
	子供・幼児・障がい者	250 円

- ・幼児が大人又は子供に随伴する場合は、大人 1 人又は子供 1 人につき幼児 1 人を無料とする

回数券利用	種類	金額
	500 円券	5,000円(11 枚綴り)
	250 円券	2,500円(11 枚綴り)

定期券利用	種類	金額(大人)		
		1か月	3か月	6か月
	普通	14,700 円	41,890 円	79,380 円
	通学	12,600 円	35,910 円	68,040 円

- ・子供及び幼児は、大人の半額(10 円未満は 10 円単位に切上)
- ・障がい者は、該当する定期券利用料の 7 割に相当する額(10 円未満は 10 円単位に切上)
- ・片道定期券は、該当する定期券利用料の半額(10 円未満は 10 円単位に切上)
- ・通学定期券は、使用者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に通学する者又はこれらに準ずる者であることを証明する書類を提出したときに、通学に必要なと認められる区間について発行する
- ・定期券は、有効期間の初日の 1 月前から発行する